市労連6,000人の組合員と働きやすい職場づくりに取り組もう!

# 市立高教組ニュース

第4号 R2(2020)年 12月10日(木) 発行

全教職員配布

発行 仙台市立高等学校教職員組合

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10 仙台市国分町分庁舎 Tel.(022) 262-2289

書記長鶴順二

# 期末手当 0.05 月、月例給 0.12%削減

11月6日の仙台市人事委員会による「職員の給与に関する勧告」を受けて市議会に提出された給与改定に関する条例案が、27日付けで可決されました。これにより、職員(会計年度任用職員を除く)の一時金0.05月削減と、給料表平均0.12%削減が決まり、その分が12月の一時金で減額調整されます。

## ■一時金の支給月数(再任用職員以外の職員)

(月分)

	期末手当	勤勉手当	小計	年間合計						
2020年6月 (支給済み)	1.30	0.95	2.25	4.45						
2020年12月	1.25 (改定前1.30)	0.95	2.20	(改定前 4.50)						
2021年6月	1.275	0.95	2.23	4.45						
2021年12月	1.275	0.95	2.23	4.45						

※再任用職員の改定はありません。

上の表における 2021 年 6 月および 12 月の勤勉手当については、業績評価の上位評価者 (25%) にあてる 0.06 加算分を 全職員に均等割りした 0.015 を加算した、(0.95→) 0.965 の掛け率になっています。

この業績評価は、行政職への反映開始と同時期(昨年度=令和元年度)に始まっていて、一昨年度と比較すると勤勉手当の基礎額から扶養手当が除かれていて実質、勤勉手当の削減につながりました。この削減された分を再分配するルールを決めないまま見切り発車の形での制度開始になりました。しかし、結果的に当局が全職員に均等分配したことについては、<u>公平な運用をするようにと強く求めた組合側の主張が全面的に認められ、実現した成果です。</u>

【再任用職員の場合】 一時金については、改定を勧告されなかったため、現行支給月数が維持されます。

### 【会計年度任用職員(非常勤講師)の場合】

正規職員の改定があった場合でも、「年度内は改定しない」ことを労使合意しています。

教育職給料	表(-	-)										
減額(円)	級	号俸		級号俸		級号俸		級号俸				
0		1 ~	40		1 ~	20						
100		41 ~	47		21 ~	28						
200		48 ~	51		29							
300	1	52 ~	56	2	30 ~	36		1 ~	8			
400		57 ~	135		37 ~	51	特2	9 ~	24			
500	1	136 ~			52 ~	100		25 ~	56	-	1 ~	28
600					101 ~			57 ~		3	29 ~	
再任用	1	減額無	ŧL	2	減額無	tL	3	400円洞	額	4	500円源	旋額

11月6日の仙台市人事委員会による「職員の給与に関する勧告」の中で'教職員の多忙化解消'について以下のように言及しています。

○「<u>教職員の多忙化解消は、教員の質の維持・向上に資するものであり、教職員を志望する有為な人材の確保のためにも極めて重要。新型コロナウイルス感染症の影響により負担が増加していることも踏まえ、管理職員も含めた教職員の業務負担軽減と長時間勤務の是正に努め、心身に過度な負担がかからないよう一層の配慮を行う必要。</u>」

この勧告は、私たち教職員の恒常的な長時間勤務に対して、それを解消するために業務量に応じた適正な人員配置を要求していく上でたいへん重要な指摘と言えます。

\*令和2年12月に支給する期末手当の調整措置についての詳細は裏面をご覧ください。

○令和2年4月から11月までの公民較差相当分が調整されるよう、同年12月期の期末手当において、必要な措置を行います。

#### 令和2年12月の期末手当の額

- = (改正後の条例の規定により算定した12月の期末手当の額) (A+B)
- A: 令和2年4月1日において職員が受けるべき給料等(\*1)の合計×0.13%×8月(\*2)
  - \*1 給料(※)、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(交通距離に応じた加算額を除く。)及び教職調整額の月額
    - ※ 現給保障を受けている職員にあっては、現給保障後の給料月額とし、給料の調整を行う職にあっては、給料 の調整額を含むものとする。
  - \*2 4月~11月の月数

(在職しなかった期間や休職期間などがある場合は、これを考慮した月数)

- B:令和2年6月に支給された期末勤勉手当の合計額×0.13%
  - \*個別に具体的な計算方法を知りたい方は、お近くの組合員にお尋ねください。